

令和3年7月1日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和3年6月25日付託分)

環境農政局

目 次

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
---	---------------------------	---

改 正		現 行	
<p>から第52条の6までの規定に違反している者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</p> <p>(24) 条例第110条の3第1項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</p> <p>(25) 条例第110条の3第2項の規定により、(23)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(26) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(21)まで及び(23)から(25)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(27) (1)から(26)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町に限る。)</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(17) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(15)まで_____に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(18) (1)から(17)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町に限る。)</p>
27～160 (略)	(略)	27～160 (略)	(略)